

～消費者被害情報～

行政機関を名乗る電話が急増中！
不審な電話には対応せず、すぐに消費生活センターに相談してください！

(平成26年4月2日)

相談事例1 <自分の個人情報が詐欺行為に悪用されている？>

「国民生活センターの担当者」を名乗る人物から電話があり、「あなたの個人情報が流出した。調査して消去してあげる」と言われた。その翌日、「政府の個人情報管轄機関」から電話があり、「あなたの名前が詐欺に使われている。そのまま放置すると大変なことになる。」と言われ、不安だ。

**相談事例2 <消費生活センターからの電話だと思ったら…>**

「東京都生活相談センターの担当者」を名乗る男性から、「あなたの名前が複数の会社の会員に登録されている」という電話があり、4社の会社名が示された。心当たりのない会社名だったので「会員ではない」と答えた。後日、同じ男性から電話があり「3社の会員情報は削除ができた。残りの1社については、あなたの代わりに会員となる人を見つけると削除できない。よければ自分の知り合いを紹介する」と言われた。しばらくすると別の人物から電話があり、「あなたの代わりに会員になってもよいが、そのかわりに、私が契約しようとしている案件をあなたの名義にする必要がある」と言われた。

被害を防ぐためには…東京都消費生活総合センターからのアドバイス

★ 正しい情報を持って冷静な判断を！

消費者を信用させようと、誰もが知っているような行政機関の職員の名前を名乗ったり、複数の人物が電話をかけてきたりするなど、巧妙化しています。

消費生活センターや国民生活センターが相談者以外の方に直接連絡することはありません。不審な電話には対応せず、冷静に判断しましょう。

★ 不審な相手に個人情報を伝えないで！

実在する銀行やカード会社の名前を告げて、住所や暗証番号を聞きだそうとしたり、ファクシミリで情報を送信させようとする事例も発生しています。暗証番号を尋ねられても、絶対に教えないでください。

★ 消費生活センターに相談を！

消費生活センターなどを名乗る不審な電話があったときには、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター
03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。